

令和8年1月1日から 「林野火災注意報・警報」 運用開始！！

改正概要

近年の林野火災の多発により火災予防条例が改正され、

「林野火災注意報」と「林野火災警報」

が新設され、林野火災の予防上、注意を要する気象又は危険な気象状況になれば、火の使用を制限する努力義務又は義務を課すこととなりました。

対象期間

林野火災が多発する
1月～5月まで

周知方法

発令時は、SNSや消防車両の巡回等でお知らせします。

火の使用制限事項

1. 山林、原野等においての火入れ
2. 煙火の消費
3. 屋外においての火遊び又はたき火
4. 屋外において、引火性又は爆発性の物品
その他可燃物の付近での喫煙
5. 山林、原野等の場所での喫煙
6. 残火、取灰又は火粉の始末
7. 屋内において、窓、出入口等を開けたままでの裸火使用

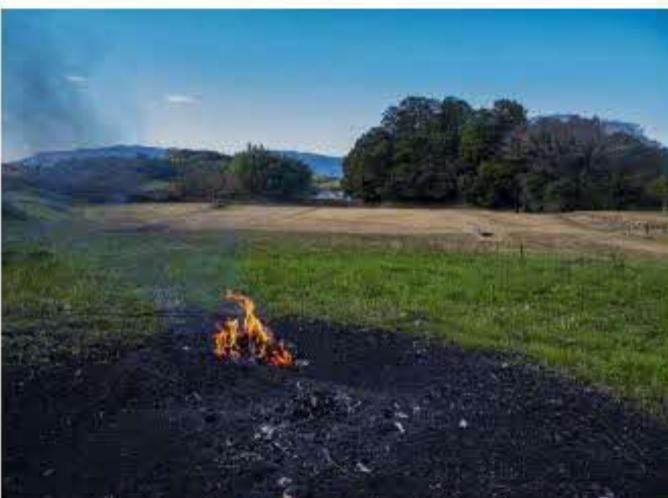


詳しくは下記コードより当組合のHPをご覧ください



令和8年1月1日から 「たき火」の届出 が義務化されました！

たき火の対象となる行為の例



「林野火災警報」が発令されると、火の使用制限がされるから、届出をしていても延期又は中止をしてもらう必要があるほろ！！
届出はホームページからダウロードしてほろ！！！

林野火災注意報・警報
発令状況は下記QRコードを
読み取りHPで確認下さい

